平成２１年（フ）第３６号
岡山県久米郡久米南町下弓削371番の１地
破産者　有限会社灰原商店
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第７２号
大分県中津市大字中原476番地の１
破産者　有限会社Ｍ・Ｔ・Ｙシンセティック
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第６６号
奈良県宇陀市室生区大野3899番地の35
破産者　笹尾　　保
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３２４号
奈良県磯城郡三宅町大字上但馬52番地の16
破産者　橋本　惠至
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第９７号
山形県東置賜郡高畠町大字入生田282番地
破産者　近野　茂喜
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第８７号
群馬県伊勢崎市若葉町17番７号
破産者　大澤　幸一
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５１７号
仙台市泉区七北田字白水沢99番地の１　エトワール泉中央710
破産者　佐々木　弘
1　決定年月日　平成21年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第７２３号
宮城県多賀城市鶴ヶ谷２丁目33―15　コージー石山201、開始決定時の住所宮城県多賀城市伝上山３丁目31番１―503号
破産者　熱海　俊明
1　決定年月日　平成21年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第７７０号
仙台市青葉区中山８丁目14番３―101号
破産者　佐野　勝利
1　決定年月日　平成21年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第７６９号
神奈川県藤沢市弥勒寺512―８、住民票上の住所神奈川県鎌倉市城廻731番地６
破産者　西野　隆彦
1　決定年月日　平成21年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７７０号
神奈川県藤沢市弥勒寺512―８、住民票上の住所神奈川県鎌倉市城廻731番地６
破産者　西野美技子（旧姓石井）
1　決定年月日　平成21年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０９０号
横浜市瀬谷区阿久和南２丁目５番地４　マイキャッスル三ツ境Ⅱ―210号
破産者　高橋　秀和
1　決定年月日　平成21年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４１５号
神奈川県大和市下鶴間3000番地63
破産者　藤原　英明
1　決定年月日　平成21年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４９５号
横浜市旭区今宿２丁目７番23号
破産者　小野　孝俊
1　決定年月日　平成21年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４９６号
横浜市旭区今宿２丁目７番23号
破産者　小野　康子（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成21年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３３号
神奈川県相模原市若松２丁目１番６号　グランパルクテラスＣ
破産者　中野　　隆
1　決定年月日　平成21年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第７２号
新潟県新発田市乙次435番地３
破産者　谷本　久子
1　決定年月日　平成21年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第６３６号
静岡市葵区羽高18番地　県営羽高団地15棟467号
破産者　神坂　美和
1　決定年月日　平成21年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２１０８号
名古屋市中村区烏森町５丁目26番地　市営かすもり荘306号
破産者　横山　裕一
1　決定年月日　平成21年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２５０２号
愛知県東海市大田町細田179番地の５
破産者　城南商事こと　今林　秀久
1　決定年月日　平成21年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部